

七大学総合体育大会自動車競技の部  
ジムカーナ/ダートトライアル共通規則

<改訂履歴>

2022年5月 東北大学 学友会 自動車部 発布

七大学総合体育大会自動車競技の部  
ジムカーナ/ダートトライアル共通規則

**第1章 総則**

本共通規則書は、七大学総合体育大会自動車競技の部におけるジムカーナ/ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則書に記されていない競技運営に関する実施細目及び指示項目は、各競技会特別規則書及び公式通知によって示される。尚特別規則書に記載された内容は、それに示す範囲において本共通規則書より優先する。又、各競技会の参加者及び競技運転者は、JAF 国内競技規則、本共通規則及び競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。なお、各条項の中で【ジムカーナ】、【ダートトライアル】と示すところは、当該競技会の項目を適用する。

**第2章 特別規則書に記載する内容**

公示

本競技会は FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、そして本競技会特別規則書に従って開催される。

1. 競技会の名称
2. 競技種目
3. 競技格式
4. 開催日程
5. 競技会開催場所（所在地・TEL・FAX）
6. オーガナイザー
7. 大会役員
8. 競技会主要役員
9. クラス区分
10. 参加資格
  11. 参加台数
  12. 参加申し込み
    - 1). 参加申し込み先および問い合わせ先
    - 2). 参加受付期間および申し込み方法
    - 3). 参加料
  13. 競技のタイムスケジュール
  14. 賞典
  15. 付則

### 第3章 競技参加に関する基準規則

#### 第1条 参加車両

参加車両は、開催年版の JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定に適合していること。ただし、以下の規定に従わなければならない。

##### 【ジムカーナ】

1. オープンカーは 4 点式以上のスチール製ロールバーを取り付けなければならない。
2. 前後にけん引用穴あきブラケットを備えていなければならない。ブラケットは、車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していること。また、車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていること。
1. 七大学部門においては、参加車両の自動車検査証において、第 3 条で示す参加資格を満たした競技運転者もしくはその 1 親等までの親族が”所有者”または”使用者”となっていること。これに該当しない車両(自動車部共用の車等)においては、競技会開催の 1 年前から競技運転者が該当車両で JAF 公認競技会で 2 回以上出場し、その公式リザルトを主管校に提出することで七大学部門への参加が認められる。またはオープン部門において第 3 章 第 3 条 第 3 項に該当する七大学自動車部員 2 名が該当車両で参加する場合は七大学部門に 1 名参加することができる。
3. 七大学部門においては、当該年度の「使用可能タイヤに関する規則」にて許可されたタイヤのみを使用可能とする。なお、パンク等やむを得ない場合を考慮し、ドライ・ウェットともにバックアップ用のタイヤの申請を可能とする。ただし、バックアップ用タイヤとして申請できるのは指定タイヤに含まれるタイヤのみであり、いかなる事情であっても指定タイヤ以外のタイヤの使用は認めない。

##### 【ダートトライアル】

2. 走行するすべての車両は 6 点式以上のスチール製ロールバーを取り付けなければならない。
3. 前後にけん引用穴あきブラケットを備えていなければならない。ブラケットは車両をけん引して移動するのに取付け部分も含め十分な強度を有していること。また、車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取付けられていること。
4. 七大学部門においては、参加車両の自動車検査証において、第 3 条で示す参加資格を満たした競技運転者もしくはその 1 親等までの親族が”所有者”または”使用者”となっていること。これに該当しない車両(自動車部共用の車等)においては、競技会開催の 1 年前から競技運転者が該当車両で JAF 公認競技会で 2 回以上出場し、その公式リザルトを主管校に提出することで七大学部門への参加が認められる。またはオープン部門において第 3 章 第 3 条 第 3 項に該当する七大学自動車部員 2 名が該当車両で参加する場合は七大学部門に 1 名参加することができる。

参加車両に該当せず不利益を被る場合、その者が属する自動車部は該当車両参加の可否の検討を当期の競技会主管校に要請することができる。当期の競技会主管校により全七大学自動車部に特例措置として該当車両参加の可否が審査される。審査の結果、全七大学自動車部の合意のもと、当期の競技会主管校は第3章 第1条の参加車両に該当しない車両の参加を特例的に認めるものとする。ただし、過去に特例措置が認められる件があっても、当期の競技会主管校に申請をしなければならない。また、この要請は競技会開催の2ヶ月前までに行うものとする。

## 第2条 クラス区分

ジムカーナおよびダートトライアルのクラス区分を以下のように定める。各クラス3台以上の出走で、クラスが成立する。ただし、参加受け付け時点で参加台数がクラス成立台数に達していない場合に限り、双方のクラスの参加者全員の合意を得ることを条件として、その競技会においてクラスを統合することを認める。

### 【ジムカーナ】

#### 1. 七大学部門

##### 1) . G1クラス

気筒容積 1,586 cc 以下の前輪駆動のスピード B 車両。ただし、以下の参加制限を設ける。

参加制限： 同一車両型式が生産中または同一車両型式の生産終了年が平成 16 年 1 月以降の車両であること。

##### 2) . G2クラス

排気量区分なしの前輪駆動のスピード B 車両

##### 3) . G3クラス

排気量区分なしの後輪駆動のスピード B 車両

##### 4) . G4クラス

排気量区分なしの4輪駆動のスピード B 車両

#### 2. オープン部門

##### 1) . OP1クラス

前輪駆動のスピード B、SC、D 車両

##### 2) . OP2クラス

後輪駆動のスピード B、SC、D 車両

##### 3) . OP3クラス

4輪駆動のスピード B、SC、D 車両

### 【ダートトライアル】

#### 1. 七大学部門

##### 1) . D1クラス

気筒容積 1,586 cc 以下 2 輪駆動のスピード B 車両。ただし、以下の参加制限を設ける。

参加制限： 同一車両型式が生産中または同一車両型式の生産終了年が平成 16 年 1 月以降の車両であること。

2) . D 2 クラス

排気量区分なしの 2 輪駆動のスピード B 車両

3) . D 3 クラス

排気量区分なしの 4 輪駆動のスピード B 車両

2. オープン部門

1) . OP 1 クラス

2 輪駆動のスピード B、SC、D 車両

2) . OP 2 クラス

4 輪駆動のスピード B、SC、D 車両

### 第 3 条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 有効な普通運転免許所持していること。
2. 20 歳未満の競技運転者は親権者の許諾を得ること。
3. 七大学部門の各クラスに参加できるのは、七大学自動車部に所属する学生とする。ただし、所属大学の学部に入學してから満 4 年以内であること。秋入學や編入の場合も同様に学部入學から満 4 年以内であることとする。学部在籍する学生のみが参加が認められ、学部入學から満 4 年以内であっても修士学生などの参加は認められない。
4. やむを得ない理由により、第 3 章 第 3 条 第 3 項の参加資格に該当せず不利益を被る者がいる場合、その者が属する自動車部は参加資格付与を当期の競技会主管校に要請することができる。当期の競技会主管校により全七大学自動車部に特例措置として参加資格付与の可否が提案され、審査される。審査の結果、全七大学自動車部の合意のもと、当期の競技会主管校は第 3 章 第 3 条 第 3 項の参加資格に該当しない者の参加資格を特例的に認めるものとする。ただし、過去に参加資格特例措置が認められる件があっても、当期の競技会主管校に参加資格付与の申請をしなければならない。また、参加資格の要請は競技会開催の 2 ヶ月前までに行うものとする。

### 第 4 条 参加人数

1. ジムカーナ、ダートトライアル各競技について、七大学部門全体で各大学から各競技それぞれ最大 6 名までのエントリーを可能とする。
2. 同一運転者による重複参加は認められない。同一車両での重複参加は、七大学部門は 1 台につき 2 名まで、オープン部門は 1 台につき 3 名までとする。七大学部門とオープン部門を跨いだ同一車両での重複参加においては、1 台につき 3 名までとする。

3. 全クラスを通じて 100 名程度の参加とする。

#### **第5条 車両変更**

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損などやむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

#### **第6条 車両検査および競技番号**

1. 参加者はオーガナイザーの指示した場所において公式車両検査を受けること。
2. 技術委員長より修正を命じられ、その修正を車検時間内に行えない者、もしくは公式車検を受けない者は出走が認められない。
3. 車両検査終了後の車両は、タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、V ベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、変更・交換作業、給油を行う場合は、事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。
4. 競技終了後、車両の分解検査などの再車検を行う場合がある。再車検に応じない場合、および検査の結果が不合格の場合は失格とする。
5. 競技番号はオーガナイザーによって指定する。
6. 参加車両は、競技中、常にオーガナイザーが指示した場所にゼッケンなどを貼付すること。

### **第4章 競技に関する基準規則**

#### **第7条 スタート**

1. スタート方式はランニングスタートとする。
2. スタート順は原則としてゼッケン順に行う。
3. ダブルエントリーは、ゼッケン番号の若い方よりスタートする。

#### **第8条 リタイヤ**

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降当該競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出なければならない。

#### **第9条 信号表示**

競技中は旗によって信号を表示する。信号の内容は以下の通りとする。

緑：コースクリア

黄：パイロン、脱輪等ペナルティ

赤：コース内に危険あり 即時停止

黒：ミスコース、不通過等

## 第10条 計時方法

計測は光電管を使用し、1/100 秒まで計測し、その計測結果を成績とする。競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点で開始し、最後のコントロールラインを横切った時点で終了する。なお、バックアップとしてストップウォッチを使用して計測を行う。

## 第11条 競技運転者の装備

1. 競技運転者はレーシングスーツを着用することが望ましい。レーシングスーツでない場合は、肌の露出が無いようにすること。また、レーシンググローブと運転しやすいシューズ（レーシングシューズが望ましい）を着用すること。
2. ヘルメットは四輪用または二輪用のフルフェイスヘルメットもしくはジェットヘルメットを着用すること。国内競技車両規則・付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するヘルメットの着用を推奨する。
3. 上記の装備を少なくともスタートからゴールまでの間は維持すること。

## 第12条 競技上のペナルティ

1. コース上のペナルティ対象に指定されたパイロンに対し、以下の基準に基づいて移動または転倒と判定された場合、一箇所につき5秒を走行タイムに加算する。  
ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。  
ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。
2. ミスコース・コースのショートカットをしたと判断された場合、当該ヒートを無効とする。ただし、ミスコース・ショートカットなどに気づき、直ちに正しいコースに復帰した場合はこの限りではない。
3. ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、一輪につき5秒を走行タイムに加算する。また同時に4輪が同時に脱輪した場合は当該ヒートを無効とする。

## 第13条 失格規定

競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により参加者および競技運転者を失格とすることがある。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為を行った場合。
3. コースアウト等で他人および施設等に重大な損害を与えた場合。

## 第14条 順位判定の方法

2ヒートで行い、2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する。ただし、同タイムの場合は次の順で順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な順

2. 排気量の小さい順
3. 競技審査委員会の決定による

## 第5章 抗議

### 第15条 抗議

1. 競技参加者は、競技および成績について抗議する事ができる。ただし、審判員の判定に対する抗議はできない。
2. 抗議はその理由および抗議者名を具体的に記述し、1件につき20,900円の抗議料を添えて競技長に提出すること。
3. 抗議料は、審査委員長によりその抗議が正当と裁定された場合、返還される。
4. 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければ成立しない。
5. 抗議が正当と裁定されなかった場合、作業工賃、運搬費用、その他の必要経費はそのすべてを抗議者が負担するものとする。

## 第6章 競技会の延期、中止、または短縮

### 第16条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 競技会審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことができる。
2. 競技会審査委員会は、悪天候またはコースコンディションの悪化等によって、1回走行のみで打ち切る場合がある。
3. 競技会中止の場合には参加料は返還される。延期の場合参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合参加料は返環される。なお、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第7章 損害等の補償

### 第17条 損害の補償

1. 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失などの被害および開場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAF及びオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第8章 賞典および七大戦ポイント

## 第18条 賞典

1. 七大学部門各クラス1位～6位、オープン部門各クラス1位～6位を表彰対象とする。
2. 参加台数が11台に満たないクラスは、参加台数の50%（小数点以下は切り捨て）を表彰対象とする。

## 第19条 七大学ポイント

七大学部門に関しては、500点を参加台数に応じて各クラスに振り分ける。ポイントの振り分けは競技の出走台数に応じて主管校が任意に変更することができる。ただし、特別規則書内または特別規則書と同時に発布するものとする。ポイント配分が不相当であるとする場合は、それぞれの七大学自動車部は主管校に一度に限り異議を申し立てることができる。ただし、異議は協議会開催2ヶ月前までに主管校に届け出るものとし、これを受けた主管校は改正の是非を再検討し再発布する。

## 第9章 参加者および競技運転者の遵守事項

### 第20条 遵守事項

1. パドック内は徐行とし、ブレーキテスト等危険な行為は行わない。
2. パドック内でガソリンを取り扱う場合、その危険性を認識し、十分に安全に配慮した取り扱いをおこなうこと。
3. パドック内での給油は、消火器を構えた上で行うこと。（技術テントにて数量限定で消火器を貸し出す）
4. 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに法ってマナーを保たなければならない。
5. 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品などによって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
6. ドライバーズブリーフィングに遅刻した場合や開始から終了まで出席しなければならない。
7. オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技審査委員会の名誉を傷つけるような言動、インターネットへの書き込み等をしてはならない。
8. 全ての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。

## 第10章 本規則の解釈、施行および改定

### 第21条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

### 第22条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。

2. 本規則に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその細則、および FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
3. 本規則以外の規定・変更・指示等は公式通知により表示される。
4. 本規則書発行後 FIA および JAF または主管校において決定・変更された事項はすべて本規則に優先する。

### **第 23 条 本規則の改定**

本規則の改定は当期の競技会主管校のみが行うことができる。全七大学自動車部は本規則の改定の要請を当期の競技会主管校に要請することができる。当期の競技会主管校により本規則の改定案の原案が全七大学自動車部に対して提案され、審査される。審査の結果、全七大学自動車部の合意のもと、当期の競技会主管校は改定案の原案への改定を行うことができる。また、改定の要請は競技会開催の 2 ヶ月前までに行うものとする。